

編 修 趣 意 書

(教育基本法との対照表)

受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
26-81	中学校	社会科	公民的分野	第3学年
発行者の 番号・略号	教科書の 記号・番号	教 科 書 名		
35 清 水	公 民 931	中 学 公 民 日 本 の 社 会 と 世 界		

1 編修の趣旨及び留意点

本書は、平成20年3月に改訂された中学校学習指導要領の趣旨に則り、また改正された教育基本法や学校教育法の規定などを踏まえて、以下を趣旨として編修しました。

- ▶ 国民主権を担う公民としての基礎的素養を培うため、個人と社会のつながりについて、できるだけ具体的な事例を通して個人の尊厳と人権の尊重の立場から考察させ、現代社会におけるさまざまな問題点に気づかせることによって、現代社会で生活する生徒が主体的に人権の意義を認識できるよう配慮しました。
- ▶ また、個人の尊厳と人権の尊重が重んじられる社会の実現のためには、国民生活の向上・安定が不可欠であるとの立場にもとづき、現実の経済に対する生徒の関心を高め、経済的な事象をとらえる見方や考え方の基礎を培うために、個人や企業および政府の経済活動について、可能な限り具体的な事例を通して基本的なしくみを理解させるとともに、そうした経済活動における今日的な課題についても生徒の目を向けさせるよう配慮しました。
- ▶ さらに本書における序章・第1編・第2編の学習をふまえたうえで、地球的規模の課題の解決と人類の福祉の増大、世界の平和の実現に向けて、市民の一人として、未来の社会の一員として「公民」として主体的に取り組んでいく姿勢を培うよう配慮しました。

2 編修の基本方針

本書は、教育基本法第2条に示された教育の目標を達成するため、以下の基本方針に基づき編修されました。

① 主体的に考える力を培う教科書

- ▶ 本書全体の内容・構成を通して、生徒が主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な知識を確実に身につけ、自ら思考する力や判断力を育むことをめざしています。さらに言語活動を通して表現力を高

め、他者への共感など情操を豊かにし、他者とともに生きる社会を将来にわたり築いていくために、「公民」として必要な基礎的素養を培い、その認識を深めていくことに意を用いました。

② 主体的に考える力を培う教科書

- ▶生徒が自ら社会のつながりを中心に思考を深められるよう、生徒の視点に立った記述を心がけました。本文は平易で的確であるとともに、重要なポイントは確実におさえられるよう意を尽くしました。知識のみでなく、可能な限り具体的な事象を通して基本的なしくみを理解できるよう工夫しています。さらに問いかけを随所に配すなど、考える力を育む契機となるよう配慮しました。
- ▶現代社会における課題、とくに人権・平和・地球環境問題は最も重要な課題であるという観点から、くわしくていねいな記述を心がけました。序章や特設ページなどでも、さまざまな角度から課題を取り上げ、生徒が自らの課題としてとらえ、解決に向けて考えを深められるよう配慮しました。また、自己の解釈や判断を表現する力の育成もめざしています。

③ 人権尊重の基本姿勢を貫く教科書

- ▶人権の尊重が民主的な社会生活の基本であり、「公民的分野」の基本であるという認識に立って、全編を通し、個人と社会の関わりを鋭い人権意識にもとづいて考えさせるという基本姿勢を貫いています。そして個人の尊厳と人権尊重の精神を培えるよう配慮しました。

④ 「持続可能な社会の形成」に取り組む姿勢を育む教科書

- ▶地球規模の課題の解決と人類の福祉の増大、世界平和の実現に向けて、市民の一人として「公民」として主体的に取り組んでいく姿勢を培うよう配慮しました。未来を拓き持続可能な社会を形成することが、生徒の日常生活とも深いつながりをもつことを理解させ、興味・関心を高めるために、本文や特設ページ、コラムなどで身近な生活に即した題材を多く取り上げています。

3 対照表

図書の構成・内容	特に意を用いた点や特色	箇所
序章 私たちと現代社会	本書全体の導入である「私という奇跡」に、谷川俊太郎の詩「かすかな光へ」を掲載し、一個の生命体として誕生する「私」が、家族や多くの人びととともに生き、学び、真理を求めていくことの中にこそ希望が見出され、それが社会を前進させる力ともなることを叙述し、学習への意欲を喚起しました。(第1号)	8～9頁
	序章と各編の扉に学習内容と関連させながら生徒の関心を喚起する人物を取り上げ、その言葉や著作の一部を紹介しています。生徒の発達段階を考慮しながら含意のある文章を掲載することで豊かな情操の育成に努めるよう配慮しました。(第1号)	7頁, 25頁, 99頁, 161頁

図書の内容・構成	特に意を用いた点や特色	箇所
	<p>単元6の「ともに生きる社会をめざして」において、社会が異なる意見をもつ人びとによって構成されていること、社会は性別や考え方、立場の違いをこえた人びとの共生の場でもあること、ともに生きるためにはたがいに尊重しあうことが不可欠であること、未来の社会を形成する一員として、社会のあり方を主体的に考えることが必要であることを叙述しました。(第3号)</p>	20～21頁
	<p>序章全体をつらぬく理念として、「生命の尊重」「人間の尊厳」を基底とし、この理念のもとに学習が展開されるように配慮しました。単元1の「私という奇跡」における「私」から、家族、地域、世界へと視野を広げ、現代社会における課題を学び、生命の尊さと環境のかけがえなさに目を開いていくという展開を意図しています。(第4号)</p>	8～23頁
	<p>単元2「私たちの生活と文化」では、日本文化の伝統と多様性に触れ、世界の多様な文化を尊重し、理解することが、国際社会において不可欠であることをていねいに叙述しました。また、特設ページを設け、日本文化の多様性を写真から学べるように配慮しました。(第5号)</p>	10～13頁
<p>第1編 私たちの生活と政治</p>	<p>第1章2節の単元5「社会権」において、勤労の権利や教育を受ける権利について記述するなかで、とくに自分の能力や適性を生かして働くことで人は社会に役立ち、他者から認められる喜びをえること、教育は人が社会に出てからそれぞれの個性と才能を発揮して生きるうえで大切なものであることを叙述しています。(第2号)</p>	46～47頁
	<p>社会権の特設ページでは「ユネスコ学習権宣言」を掲載し、人がその能力を伸ばし、創造性を培い、自主自立の精神を養う上で土台となるのは教育である旨、叙述しています。(第2号)</p>	49頁
<p>第2編 私たちの生活と経済</p>	<p>第2章の特設ページ「中小企業の大きな強み」では、すぐれた技術力や地域の特色を生かしたアイディアがあれば、大きな強みになるということを記述し、創造性を培うことの大切さに触れました。(第2号)</p>	120頁
	<p>第4章2節の単元4「循環型社会をきずくために」では、過去の公害問題の反省から、今日の日本の環境保全の考え方が確立されたことを叙述し、多摩川にアユが遡上する写真を掲載するなど、環境保全への関心を高めるよう心がけました。(第4号)</p>	154～155頁

図書の構成・内容	特に意を用いた点や特色	箇所
第3編 国際社会を生きる	各国の歴史や文化を理解し、尊重しあうことの大切さについて、第1章1節の単元1「国際社会と法」で記述しています。(第5号)	162～163頁
	学習の締めくくりとして第2章1節の最後に「未来をつくる君たちへ」という単元を設けました。国や地域の枠をこえ、協力・協調のもとに持続可能な未来がぎざかれること、私たち一人ひとりが未来の社会の形成に主体的に参画していくことを記しています。(第3号)	184～185頁
	巻末に「日本の無形文化遺産」の写真をいくつか掲載し、日本の伝統文化に関心を喚起させました。(第5号)	裏見返しの裏

4 上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色

- ▶地理・歴史学習の成果の上にたつ公民的分野の学習という趣旨にもとづいて、地理的分野・歴史的分野の学習内容との関連に意を用いました。さらに、公民的分野の学習が小・中学校社会科のまとめに位置することを考慮し、本書の締めくくり「卒業論文を書いてみよう」の課題ページを設けるなど配慮しました。
- ▶教材の選択にあたっては、中学3年生の発達段階と能力を考慮し、表現・叙述もつとめて平易・簡明としながら、重要なポイントは確実におさえられるよう意を用いました。また、本文の叙述に際しては、重要な語句にはゴシック体を用いて学習上の注意を喚起しています。
- ▶本書の作成に関しては、活字としてユニバーサルデザイン・フォントを使用し、できる限り多くの生徒にとって読みとりやすい教科書となるよう配慮を行いました。また、図版、地図などは読みとりやすい配色を心がけました。

編修趣意書

(学習指導要領との対照表、配当授業時数表)

受理番号	学校	教科	種目	学年
26-81	中学校	社会科	公民的分野	第3学年
発行者の 番号・略号	教科書の 記号・番号	教科書名		
35 清水	公民 931	中学 公民 日本の社会と世界		

1 編修上特に意を用いた点や特色

① 授業のしやすさに配慮した単元の構成

- ▶ 本文は、実際の授業展開を勘案し、図表・資料などを活用しながら展開できるように図番号を付すなど、図版との関連を重視し、原則として見開き2ページで1単元（1時限）の学習ができるように工夫しました。さらに、具体的な解説や補足が必要と思われる箇所には、注を設けて丁寧に説明しました。
- ▶ 一単元ごとに1つのテーマを設定し、それを導入部に提示して生徒への具体的な問いかけを行っています。学習のねらいを明確にし、生徒の興味・関心を引き出すことを意図しています。
- ▶ 本書全体を通して、本文中には、本文記述の関連事項の参照や巻末資料への参照を入れ、学習が有機的に展開できるように工夫しました。

日本では、いつ、どんな憲法制定のめざすに成立したのだろうか?



日本国憲法の成立と基本原理

日本の憲法の歩み

日本でも、明治時代の自由民権運動でさまざまな憲法案が提案されたが、1889（明治22）年に天皇が定めて国民にさげすむというかたちで、**大日本帝国憲法（明治憲法）**が公布された。

この憲法では、天皇は神聖な存在であると定められ、国家の統治権は天皇にあった。また、国家の権力は天皇の権力が保障されたもので、軍隊の指揮権など天皇の絶対的な権限が定められていた。国民は臣民とよばれ、さまざまな権利が保障されたものの、それらは臣民の義務をきまなければならない。臣民としての義務に反しない、法律の定める範囲内など、さまざまな制約があった。

そして、立法・行政・司法の三権分立制が採用され、議院が開議され、国民が政治に参加できる道が開かれた。そして大正時代から昭和初期には、議会で第一党を占める政党が政権を担うという**政党内閣**の慣行が定着していた。しかし1930年代には、しだいに軍部が政治をうごかすようになり、民意にもとづいて政治は終わってしまった。

第二次世界大戦に敗北した日本は、連合国軍最高司令官（GHQ）から、民主主義を基本とする憲法案を提示された。これにはとく改正案が、新たに20歳以上の男女による普通選挙で選ばれた議員らによる議会で審議・議決され、明治憲法の改正というかたちで**日本国憲法**が制定された。新しい憲法は、1946年に公布、翌年5月3日から施行された。国民は、日本国憲法のもとで、自分たちが中心になって民主政治をおこなっていくことができる条件を得たのである。

日本国憲法の基本原理

日本国憲法は、三つの基本原理から成り立っている。

第一の原理は、**基本的人権の尊重**である。憲法は、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」としてかかげている。同時に、国民がそれを維持し、将来の世代に伝えるように、たえず努力することも求めている。

第二の原理は、**国民主権**である。基本的人権を尊重する政治は、政治について決定する最終の権力を国民自身がおもつことによつて、もつとも達成に実現できる。しかし、国民は、直接には決定に参加できないので、自分たちの意思や利害を、選挙だけだけでなく、**自治体選挙や国政選挙**での投票など、さまざまな方法をおして表現し、いかなければならない。

天皇の地位 天皇は、主権者である国民の総意にもとづいて、「日本国および日本国民の統合の象徴」という地位をもつことになった。天皇は政府にかかわる権力の行使はできず、戦争や儀典など憲法が定める諸行為のみをおこなう。

第三の原理は、**平和主義**である。戦争を二度とおこなうようにすることは、日本国憲法の大きな使命であった。戦争をしないために、また、平和を実現していくために、日本は、戦力をもたず**国の交戦権を認めないこと**とした。また、武力によって他国をおびやかさないことを世界に誓ったのである。

憲法の改正 憲法は、国のあらゆることに関係する最高法規であり、憲法に反する法律や命令、国行ない行為はもたない。

そこで、憲法は、その改正について特別の制約をうけることになっている。第96条には、衆議院と参議院の各議員における総議員の3分の2以上の賛成で国会が**原案**（修正案）し、国民投票にかけようとする旨の賛成を必要とする定められている。

循環型社会をきずくために

公害問題と環境保全の取り組み

図1のように日本では、1950～60年代に、水質汚染や大気汚染などの**公害病**が各地で発生した。当時、企業は地域住民の安全や健康をかみきらず、生産過程で生じた有害な**排出物**を削減しないままに放出した。開発や経済の発展を優先する政府は、企業のこうした行動を十分に規制せず、適切な対策をとらなかった。

これら公害病の発生と被害の拡大に対して、企業の責任を追究する訴訟（裁判）がいつが、政府に対して、企業活動の規制を求める**住民運動**が各地で起こった。

住民運動は、都市への人口集中・過密化などによる生活環境の悪化（**都市公害**）に対しても広がり、大気汚染や光化学スモッグ、騒音、振動、熱による高層の汚染などの問題の解決を求める声が大きくなっていった。こうした被害に対して、国や地方公共団体は、**公害対策基本法**をはじめとする法律や条例などによって、安全基準を定めた。企業は、公害への対策をとることを社会的責任として受けとめ、公害を防ぐ技術の開発などに力を入れて、環境保全への取り組みがすすんでいった。

また1993年には、地球環境問題への対応も含めた**環境基本法**が制定された。この法律では、環境保全についての基本的な考え方や政策のわく、国・地方公共

② 多角的・多面的視点からアプローチする特設ページ

- ▶ 本文の補完または具体的な展開例として特設ページである「もっと知りたい公民」「深める公民」を全編各所に配置しました。
- ▶ 本文で記された社会的事象や現代的課題について多面的・多角的に考察を行うとともに、作業学習・調べ学習などを行うためのページとして活用できるよう、工夫しています。

特設ページ一覧	
<もっと知りたい公民>	
1	日本の文化を考えてみよう →
2	日本国憲法に定められた基本的人権の分類例
3	行政のしくみ/日本の内閣総理大臣とアメリカの大統領
4	刑事裁判と民事裁判
5	日本経済のあゆみ
6	TPPと日本
7	社会保障のしくみ
8	知っておきたい労働者の権利
9	かしい消費者になろう!
10	国際連合のはたらき/地域統合のうごきと課題一連携を深めるEU
11	地球環境の危機
12	卒業論文を書きよう
<深める公民>	
1	憲法改正について考える
2	冤罪と日本国憲法 - 憲法とは何か?
3	平等権について考える
4	社会権について考える
5	人権を守る心は国境をこえて
6	選挙をめぐる問題
7	裁判員制度について考える/少年事件と家庭裁判所
8	地域活性化・復興に向けた地域の取り組み
9	中小企業の大きな強み/起業に期待! →
10	この株、いくら? / 為替とクレジットカードのしくみ
11	核兵器廃絶に向けて

③ 公民学習への導入として「学習のはじめに」

- ▶ 本書の冒頭には、まえがきとして「学習のはじめに」を設け、「公民って何だろう」と生徒に問いかけることで、公民的分野の導入としての関心を喚起するよう配慮しました。
- ▶ さらに、序章と本編を貫く理念と、共通する姿勢として、個人と社会のつながり、地域や国という境界をこえてともに生きること、社会の現実の向こうにめざすべき理想を見据えることなどを叙述しています。



④ 各章への導入として

「人物をクローズアップした扉」

▶ 序編・政治編・経済編・国際編それぞれの扉ページには、学習内容と深く関係する人物に焦点をあて、その人物の活動や著作の一部などを取り上げました。本編に対する生徒の興味関心を引き出すとともに、現代社会がかかえるさまざまな課題についても考えさせる内容となっています。

⑤ 充実した巻末付録

▶ 巻末には「日本国憲法」「世界人権宣言」「国際人権規約」「国際連合憲章」などの資料を豊富に掲載して学習の便宜を図りました。とくに日本国憲法については、中学3年生の発達段階と能力を考慮して、理解が難しいと思われる語句に解説を付し、ふりがなも多く付けるなど配慮しました。

<巻末付録・資料一覧>

- ・ 日本国憲法
- ・ 大日本帝国憲法
- ・ フランス人権宣言
- ・ 民法
- ・ 男女雇用機会均等法
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 同和对策審議会答申
- ・ 人権教育
- ・ 人権啓発法
- ・ 障害者基本法
- ・ 教育基本法
- ・ 国民投票法
- ・ 世界人権宣言
- ・ 国際人権規約 B 規約
- ・ 子どもの権利条約
- ・ 障がい者権利条約
- ・ 情報公開法
- ・ 裁判員法
- ・ 地方自治法
- ・ 日米安全保障条約
- ・ 独占禁止法
- ・ 生活保護法
- ・ 介護保険法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働組合法
- ・ 消費者基本法
- ・ 環境基本法
- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ 食料・農業・農村基本法
- ・ 国際連合憲章

第2編

私たちの生活と経済

307 グラミン銀行から贈られたお金を返済する人々。(1979年撮影)

ユヌスの出身バングラデシュを背景におさった。大学で経済学を教えたユヌスが教宣を出すと、そこにはつぎに人が死んでいく世界が広がっていた。農村にいくと、男たちは高利貸に金を借り、借金地獄に落ちこんでいた。主婦たちは編んだ竹かごを売って自活しようとしたが、材料を調うほんのわずかの元手が無い。では、自活をめざす主婦に、仲間の主婦が金を貸してはどうか。ユヌスのアイデアのもと、似た境遇の主婦20人が集まり、全員で全員の自活プランを評価し、もっともすぐれたものに、他の19人が金を託した。すると、仲間が死した少額の金は、借りた主婦の可能性の扉をあげる鍵となった。自活の道が開けたのだ。借りてくれた仲間たちへの返済も深まり、借りた金を返し、つぎの集まりでは貸す側にもなる。貸者が進捗して勝手に自立する。これが、彼の考えたグラミン銀行のしくみである。

金は、利益をめぐる人を対立させる一方で、可能性の扉を開く力にもなる。経済を学ぶと、深い世界がみえてくる。

私たちの生活と経済

308 ユヌス 世界が幸福へと向かうための貢献者としても生産者としても、人間は巨大な可能性をもっているのである。(ムハマド・ユヌス『ムハマド・ユヌスの生涯』より)

資料

日本国憲法…………… p.189	教育基本法…………… p.208	生活保護法…………… p.215
大日本帝国憲法…………… p.203	国民投票法…………… p.208	介護保険法…………… p.215
フランス人権宣言…………… p.203	世界人権宣言…………… p.208	労働基準法…………… p.217
民法…………… p.204	国際人権規約 B 規約…………… p.210	労働組合法…………… p.217
男女雇用機会均等法…………… p.205	子どもの権利条約…………… p.210	消費者基本法…………… p.218
男女共同参画社会基本法…………… p.205	障がい者権利条約…………… p.211	環境基本法…………… p.218
同和对策審議会答申…………… p.206	情報公開法…………… p.211	循環型社会形成推進基本法…………… p.218
人権教育・人権啓発法…………… p.207	裁判員法…………… p.212	食料・農業・農村基本法…………… p.219
障害者基本法…………… p.207	地方自治法…………… p.213	食料・農業・農村基本法…………… p.219
教育基本法…………… p.207	日米安全保障条約…………… p.213	国際連合憲章…………… p.219
国民投票法…………… p.207	独占禁止法…………… p.214	

1946 (昭和21) 年 11月3日公布
1947年 5月3日施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久的の平和を要し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から解放され、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の義務であると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

前文

協和：心をあわせ仲よくすること。
恵沢：めぐみ、恩恵。
専制：いたましいわざわい。
主権：政治のあり方を最終的に決定する権限・権力。
厳粛：おごそかで、静かしいこと。
信託：一定の目的の実現のために、他人や団体を信用して託すこと。
権威：他人を服従させる精神的・道徳的勢力。
福利：幸福をもたらす利益。
享受：受けとって自分のものにすること。
人間普遍の原理：どんな時代にも、どんな社会にも共通する人間としての原理。
詔勅：天皇の発する公文書（勅書・詔書）やことば（勅諭）。
恒久：永遠。
偏狭：気狭く偉大なこと。
公正：公平で正しいこと。
信義：約束を守り、義務を果たし、あざむかないこと。
専制：支配者が独断で権力行使する体制。
隷従：専制者にさからうことなく従うこと。
偏狭：ものの見方や考え方が、せまくなつてしまっていること。

資料 189

2 対照表

図書の構成・内容	学習指導要領の内容	該当箇所	配当 時数
序 章 私たちと現代社会	(1) 私たちと現代社会		計 7
1 「私」という奇跡	ア 私たちが生きる現代社会と文化	8～19 頁	1
2 私たちの生活と文化			1
3 少子高齢社会の未来			1
4 情報化の進む社会のなかで			1
5 グローバル化の時代			1
6 ともに生きる社会をめざして	イ 現代社会をとらえる見方や考え方	20～23 頁	1
7 持続可能な未来へ			1
第 1 編 私たちの生活と政治	(3) 私たちと政治		計 27
第 1 章 人権の尊重と日本国憲法	ア 人間の尊重と 日本国憲法の基本的原則	26～59 頁	
第 1 節 民主政治の成立			3
第 2 節 基本的人権の保障			7
第 3 節 人権思想の新たな展開			2
第 2 章 国民主権	イ 民主政治と政治参加	60～97 頁	
第 1 節 民主政治の原理としくみ			4
第 2 節 国民を代表する国会			3
第 3 節 行政を担う内閣			1
第 4 節 法と人権を守る裁判所			2
第 5 節 住民がきづく地方自治			2
第 3 章 平和主義			
第 1 節 平和主義と日本の国際的立場			3
第 2 編 私たちの生活と経済	(2) 私たちと経済		計 23
第 1 章 私たちの暮らしと経済	ア 市場の働きと経済	100～131 頁	
第 1 節 市場経済のしくみ			3
第 2 節 私たちの暮らしと価格			2
第 2 章 生産のしくみと企業			
第 1 節 市場経済における企業			5
第 2 節 国境をこえる経済			2
第 3 章 政府の役割と財政	イ 国民の生活と政府の役割	132～159 頁	
第 1 節 私たちの暮らしと財政			4
第 4 章 社会保障と福祉の充実			
第 1 節 社会保障のしくみ			1
第 2 節 暮らしの向上と国民福祉			6

図書構成・内容	学習指導要領の内容	該当箇所	配当 時数
第3編 国際社会を生きる	(4) 私たちと国際社会の諸課題		計9
第1章 こんにちはの国際社会	ア 世界平和と人類の福祉の増大	162～173頁	
第1節 国際政治のしくみ			2
第2節 国際社会の課題			2
第2章 持続可能な未来へ	イ よりよい社会を目指して	174～187頁	
第1節 未来の社会をきずくために			5
		計	66